令和４年第２回　飯塚市議会会議録第２号

　令和４年５月２７日（金曜日）　午後　１時００分開議

○議事日程

日程第２日　　５月２７日（金曜日）

第１　各常任委員会委員長報告

１　総務委員長報告（質疑、討論、採決）

（１）議案第５２号　飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（２）議案第５３号　専決処分の承認（令和３年度 飯塚市一般会計補正予算（第１２号））

（３）議案第５４号　専決処分の承認（飯塚市税条例の一部を改正する条例）

２　協働環境委員長報告（質疑、討論、採決）

（１）議案第５５号　専決処分の承認（飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

第２　報告事項の説明、質疑

１　報告第３号　専決処分の報告（市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）

２　報告第４号　専決処分の報告（人身傷害事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）

第３　署名議員の指名

第４ 閉　　　会

○会議に付した事件

第１　各常任委員会委員長報告

１　総務委員長報告（質疑、討論、採決）

（１）議案第５２号　飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（２）議案第５３号　専決処分の承認（令和３年度 飯塚市一般会計補正予算（第１２号））

（３）議案第５４号　専決処分の承認（飯塚市税条例の一部を改正する条例）

２　協働環境委員長報告（質疑、討論、採決）

（１）議案第５５号　専決処分の承認（飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

第２　報告事項の説明、質疑

１　報告第３号　専決処分の報告（市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）

２　報告第４号　専決処分の報告（人身傷害事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）

第３　飯塚市議会議長の辞職

第４　選挙第１号　飯塚市議会議長の選挙

第５　議席の一部変更

第６　議会運営委員会委員の選任

第７　常任委員会委員の所属変更

第８　選挙第２号　飯塚地区消防組合議会議員の選挙

第９　選挙第３号　ふくおか県央環境広域施設組合議会議員の選挙

第10　議会選出各種委員等の選出

第11　署名議員の指名

第12　閉　　　会

○議長（松延隆俊）

　これより本会議を開きます。常任委員会に付託していました「議案第５２号」から「議案第５５号」までの４件を一括議題といたします。

「総務委員長の報告」を求めます。６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　総務委員会に付託を受けました議案３件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第５２号　飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、期末手当の支給率の改定と令和４年６月に支給する期末手当の特例措置による減額は、それぞれどの程度減額されるのかということについては、正規職員、任期付職員及び再任用職員の令和４年６月、１２月期の期末手当の１人当たりの平均金額は、それぞれ約４０万６千円となっており、期末手当の支給率の改定による減額は、それぞれ平均約２万４千円となっている。また、令和４年６月に支給する期末手当の特例措置による令和３年の減額調整分は、平均約４万７千円になると試算しているという答弁であります。

次に、国の人事院勧告は８月に出されたが、なぜ、この時期に給与改定を行うのかということについては、国の人事院勧告に係る法律改正が４月にずれ込み、本来は令和３年１２月の期末手当で調整を行うところを令和４年６月の期末手当で調整を行うこととなった。本市はこれまで人事院勧告を参考に給与改定を行ってきたことから、今回の時期となっているという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第５３号　専決処分の承認（令和３年度 飯塚市一般会計補正予算（第１２号））」については、執行部から、補正予算書に基づき補足説明を受け、審査した結果、本案については、承認すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第５４号　専決処分の承認（飯塚市税条例の一部を改正する条例）」については、執行部から、議案書等に基づき補足説明を受け、審査した結果、本案については、承認すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（松延隆俊）

　総務委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　日本共産党の川上直喜です。私はただいまの総務委員長報告のうち、「議案第５２号」、「議案第５３号」に反対し、討論を行います。

飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は、飯塚市職員の給与に関する条例、飯塚市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例、飯塚市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の３つの条例改正を一括したものであります。給与や報酬等について、職員と議員、市長ほかの特別職の立場の違いを考慮すれば、それぞれごとに議案を提出してしかるべきであります。安易な一括提出は認めることができません。市職員の給与について言えば、その主な内容は、期末手当について、６月と１２月ともに職員は１．２７５月を１．２月に、再任用は０．７２５月を０．６７５月に引き下げるものであります。今年６月分については特例規定としています。令和３年人事院勧告に伴い、国家公務員の給与の改定が行われたので、これを参考にして、職員給与を改定するものとの説明であります。

民間企業の給与が下がっているから、国家公務員の給与を国が下げる。国家公務員の給与が下げられたから、市長が市職員の給与を下げる。これでは、民間であろうが、公務員であろうが、労働者にとっては悪循環をもたらします。

厚生労働省の毎月勤労統計によれば、１９９６年から２０２１年までの２５年で労働者の実質賃金は６１万円マイナスとなっています。政権の責任が厳しく問われるのであります。こうした中で、働く人の賃金は上がらない、年金は下がる一方、高過ぎる教育費、それに加えて急激な物価高が暮らしを直撃しています。これは、総務省、消費者物価指数、東京都区、４月、前年同月比ですが、都市ガス２７．６％、電気２５．８％、生鮮魚介１６．３％、果物１７．６％の上昇で、飯塚市においては、このほかに水道料の３５％もの値上げがあります。公務員だけがこの急激な物価高から逃れられるということはありません。日本国家公務員労働組合連合会が実施した昨年秋のアンケートで、４９．５％が生活が苦しいと回答しています。新型コロナ、ロシアのウクライナ侵略の影響とともに、アベノミクスという弱肉強食の新自由主義による異次元の金融緩和と、それによる異常円安が大きな原因であります。ここでも政権の責任が厳しく問われなければなりません。

国家公務員とともに、地方公務員、飯塚市職員の仕事は、コロナ禍にあって普段の業務に加え、市内の公共施設の感染対策、市民対象のワクチン接種、給付金支給、収入減のため困窮した事業者や市民への支援策に関わる多くの事務手続、市民からのコロナ感染や収入減などによる相談など多忙を極めています。長時間労働の下、心と体にも不安を覚えています。こうした中で、片峯市長が市職員の給与をこのように減らすのは極めて不合理だと指摘せざるを得ません。

今回の全国的な公務員の賃下げは、幅広い労働者の賃金に影響を与え、暮らしと経済に大きな影響を及ぼします。内閣府特命担当相が、引下げが全体として数千億円規模になる。これが消費に回らないのは大きな影響になるのではないかと、国会で答弁をしています。この大きな影響をどうカバーするのか、現在の政権の考えは聞こえてこないのであります。無責任な国の言いなり、よその自治体の横並びではなく、市民と市職員を守る立場から真剣に考えて、市民の意見を聞いて、市長は仕事をするべきときではないかと私は思うわけです。

日本共産党は物価高騰から生活を守る５つの提案を既に発表しましたが、私は今年３月議会で、財源を示した上で市民生活を応援するための暮らしアッププランを提案しました。６月議会では、水道料の値下げを併せて改めて提案するために、市民の皆さんとの対話を今進めています。

直方市では国の地方創生交付金を生かして、学校給食費、保育所と幼稚園の副食費の無償化を９月から４か月実施することにしました。市職員はみんな、このような住民の福祉の増進につながる仕事を頑張りたいわけです。

最後に私は、飯塚市職員の、市民の福祉のために普通に働き、普通に暮らせる賃金を守りたいという正当な要求を支持する立場を表明し、討論を終わります。

○議長（松延隆俊）

　ほかに討論ありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

　討論を終結いたします。採決いたします。「議案第５２号　飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」の委員長報告は原案可決であります。委員会報告のとおり決することに賛成の議員はご起立願います。

　（　起　立　）

　賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第５３号　専決処分の承認（令和３年度 飯塚市一般会計補正予算（第１２号））」の委員会報告は承認であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員はご起立願います。

　（　起　立　）

　賛成多数。よって、本案は、承認されました。

「議案第５４号　専決処分の承認（飯塚市税条例の一部を改正する条例）」の委員長報告は承認であります。委員会報告のとおり決することに賛成の議員はご起立願います。

　（　起　立　）

　全会一致。よって、本案は、承認されました。

「協働環境委員長の報告」を求めます。４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

　協働環境委員会に付託を受けました、「議案第５５号　専決処分の承認（飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」について、審査した結果を報告いたします。

本案については、執行部から議案書及び補足資料に基づき補足説明を受け、審査した結果、承認すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（松延隆俊）

　協働環境委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

　質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　私は、ただいまの協働環境委員長報告にありました「議案第５５号　専決処分の承認（飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」に反対の立場から討論を行います。

この主な内容は、国民健康保険税をかける上限を、基礎課税額分について６３万円から６５万円に、後期高齢者支援金等課税額分について１９万円から２０万円に引き上げるものです。

国民健康保険特別会計については、３月議会最終日、３月１８日、国保給付費等準備基金、ため込み金が９億２千万円を超えて十分にありながら、高過ぎる国民健康保険税を一円も引き下げない予算を、日本共産党は反対いたしましたが、既に可決、成立しています。今回の地方税法施行令の改正が公布となった３月３１日、どういう決裁を取ったのかまだよく分かりませんが、国民健康保険税を増税する今回の条例改正を市長の判断でやってしまったわけです。

昨日の私の議案質疑に対する市長ほかの答弁によって、２つのことが明らかになりました。一つは、地方税法施行令の今回の改正は税金をかける限度額、上限を決めたものであり、法律上、税金はこれ以上かけては駄目ですよという内容であり、決してそこまで上げなければならないということではないということであります。

もう一つは、飯塚市の国民健康保険特別会計の安定的な運営にとっては、今回改正がどうしても必要なものではなく、予算に関係がないということであります。地方税法施行令の改正があろうとなかろうと、市長には国民健康保険運営協議会に意見を聞く。これは法定ですから、必要な改正は議会に議案を提出する。議会は市民の意見を聞きながら審査し、妥当であるかどうか判断する。こういうルールを選ぶことができたわけです。

市長は、法律に基づいて改正すべきだと判断したと答弁しましたが、今回の地方税法施行令の改正ポイントは、義務的なものではなく、選択できる、いわば、できる規定であります。法律を正しく理解しているのであれば言えない答弁です。また、条例改正に必然性があるとも言いましたが、国民健康保険の健全な安定的な運営には何の関わりもないというのに、どんな必然性があるのでしょうか。

最後に、市長が今回改正によって増税となる市民の暮らしの実情、特に地元の中小業者の影響を考慮していないことを指摘して、私の討論を終わります。

○議長（松延隆俊）

　ほかに討論はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

　討論を終結いたします。採決いたします。「議案第５５号　専決処分の承認（飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」の委員長報告は承認であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員はご起立願います。

　（　起　立　）

　賛成多数。よって、本案は、承認されました。

「報告第３号　専決処分の報告（市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」の報告を求めます。土木管理課長。

○土木管理課長（中村　章）

　「報告第３号」の専決処分についてご報告いたします。この件につきましては、地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき、車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について専決処分をいたしましたので、同条第２項の規定により報告を行うものでございます。

議案書の２１ページをお願いいたします。本件事故は、令和３年１１月１６日火曜日、午後１０時５分頃、飯塚市新飯塚地内の市道芳雄本通り２号線において、相手方車両が芳雄町方面から新立岩方面へ走行中、左折時にためますのグレーチング蓋が跳ね上がり、左側後輪のパンク及び車両左側後部を損傷させたものです。

本件事故の過失割合は、市側が４０％であり、損害賠償額は５万２５４０円となっております。

道路の点検、補修につきましては、広報等での情報提供依頼の掲載や職員への呼びかけ、道路パトロールなどを行い、補修箇所を発見した際には迅速に対応しておりますが、さらに気をつけて管理を行ってまいります。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○議長（松延隆俊）

　報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

　質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

　「報告第４号　専決処分の報告（人身傷害事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」の報告を求めます。都市計画課長。

○都市計画課長（城戸健児）

　「報告第４号」の専決処分についてご報告いたします。この件につきましては、地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき、事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について専決処分をいたしましたので、同条第２項の規定により報告を行うものでございます。

議案書の２３ページをお願いいたします。本件事故は、令和３年７月１日木曜日、午後７時４０分頃、当事者が大将陣公園上の駐車場から階段を降りていたところ、石積みの階段の一部が前方にずれたことにより転倒し、骨盤等３か所を骨折したものです。

本件事故の過失割合は、市側が１００％であり、損害賠償額は８万６５８０円となっております。

公園施設の点検、補修につきましては、日頃より職員による公園施設の点検やパトロールなどを行い、危険な箇所を発見した際には迅速に対応しておりますが、今後はさらに気をつけて管理を行ってまいります。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○議長（松延隆俊）

　報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　起こってはならない事故が起こったわけですけれども、そもそも市としては、公園の危険なところのチェックと、見守りが先行される必要があると思うんだけれど、どういう体制で、どういう頻度で行っているのかお尋ねします。

○議長（松延隆俊）

　都市計画課長。

○都市計画課長（城戸健児）

　日頃の点検につきましては、きちんと何日に１回ということは決めておりませんけれども、例えば現場に出たときに公園の施設の状況であったり、そういったところについては点検をしている状況でございます。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　まともにやっていないということがよく分かりました。

それで、市として危険チェック、見守りをするべき公園というのはどのぐらいあるんですか。

○議長（松延隆俊）

　都市計画課長。

○都市計画課長（城戸健児）

　都市公園の数で申し上げますと、市内で６０か所程度ございます。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　６０か所程度と言われましたけれど、それを対象に考えた場合、これをこのように危険チェックをする、見守りをするというような行動計画はないわけですね。

○議長（松延隆俊）

　都市計画課長。

○都市計画課長（城戸健児）

　公園の遊具等の施設につきましては、職員において、おおむね１年に１回程度、例えば遊具の滑り台であったり、そういった施設については点検をしている状況でございます。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　それは全て計画的に遊具についてはやっているということですか。計画的にやっているんですか。

○議長（松延隆俊）

　都市計画課長。

○都市計画課長（城戸健児）

　おおむね１年に１回程度、遊具がある全ての公園の施設については点検を行っている状況でございます。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　１年に１回でよいかどうかの判断は別にありますけれども、その際に階段とか、手すりだとか、そうしたことについてのチェックを併せて行うということは、職員がずっと減らされている中で難しい状況になっていますか。

○議長（松延隆俊）

　都市計画課長。

○都市計画課長（城戸健児）

　現在のところは、遊具等の施設についてのみ行っておりますけれども、今回こういった事故を受けまして、そういった危険な箇所についても、今後、併せて点検等を検討していきたいと考えております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　ほかの公園でも、例えば勝盛公園とかでも、階段の不備のために転んでけがをして入院したとかはないですか。そういった方々は、市に瑕疵があるので何らかの補償をしてもらいたいと、補償してもらえるという権利がありますということを知らない方も多いと思います。

一度、市長名でもいいと思うけれど、こういったことになってしまった方は、申し訳ないのでご連絡いただきたいというようなことを呼びかけたらどうですか。ほかにもありますよ、都市公園でけがをされた方。私に言わせれば泣き寝入りしている方。いや、そこまでという方もおられます。だから、市の瑕疵という可能性があるところについては、ぜひご連絡くださいと、市報に書いたらどうですか。ちょっと判断を聞かせてください。

○議長（松延隆俊）

　都市計画課長。

○都市計画課長（城戸健児）

　そういったところも含めて、今後検討していきたいと考えております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　丁寧に分かりやすくしてもらいたいと思います。終わります。

○議長（松延隆俊）

　ほかに質疑はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松延隆俊）

　本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

会議時間を午後１１時５９分まで延長します。暫時休憩いたします。

午後　１時２７分　休憩

午後　２時４５分　再開

○副議長（坂平末雄）

　本会議を再開いたします。

このたび、松延隆俊議長から議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。この際、「飯塚市議会議長の辞職」についてを急施事件と認め、日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

　（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、この際、本件を急施事件と認め、日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

「飯塚市議会議長の辞職」についてを議題といたします。

議会事務局に、議長の辞職願を朗読させます。議会事務局次長。

○議会事務局次長（太田智広）

　辞職願を朗読いたします。

辞職願、今般、一身上の都合により、議長を辞したいので、許可されるよう願い出ます。飯塚市議会副議長　坂平末雄殿、令和４年５月２７日、飯塚市議会議長　松延隆俊。以上の内容で、提出されております。

○副議長（坂平末雄）

　お諮りいたします。松延隆俊議長の議長辞職を許可することに賛成の議員は、ご起立願います。

　（　起　立　）

賛成多数。よって、松延隆俊議長の議長辞職を許可することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後　２時４６分　休憩

午後　３時００分　再開

○副議長（坂平末雄）

　本会議を再開いたします。

ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、「選挙第１号　飯塚市議会議長の選挙」を急施事件と認め、日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

　（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、この際、本件を急施事件と認め、日程に追加し、選挙を行うことに決定いたしました。

これより、「選挙第１号　飯塚市議会議長の選挙」を行います。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて、順次投票をお願いいたします。なお、被選挙人が特定できるように、必ず姓、名をお書きくださるようお願いいたします。

議場の閉鎖を命じます。

　（議場閉鎖）

ただいまの出席議員数は２８人であります。

投票用紙を配付させます。

　（投票用紙配付）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

　（投票箱点検）

異常なしと認めます。

点呼を命じます。議会事務局次長。

（点呼、投票）

　投票漏れはありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

　（議場開鎖）

開票を行います。会議規則第３０条第２項の規定により、立会人に１１番　田中武春議員及び１６番　吉松信之議員を指名いたします。両議員の立会いをお願いいたします。

　（　開　票　）

選挙の結果を報告いたします。投票総数２８票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち有効投票２８票、無効投票０票、有効投票中、秀村長利議員１６票、田中裕二議員１１票、川上直喜議員１票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は７票であります。よって、秀村長利議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました秀村長利議員が議場におられますので、本席より会議規則第３１条第２項の規定による告知をいたします。

秀村長利議員の挨拶をお願いいたします。

○議長（秀村長利）

　ただいま議長に就任いたしました秀村長利でございます。議員の皆様方のご推挙によりまして、議長の要職に就くことができたことは、誠に身に余る光栄でございます。その責任の重大さに身が引き締まる思いです。

飯塚市の発展のため、全身全霊を打ち込む覚悟でございます。市民の皆様の思いや期待に応えるため、行政と議会が両輪となる円滑な議会運営に努めてまいりたいと思いますので、議員皆様、市長をはじめ職員の皆様にはご協力のほどよろしくお願いいたします。本当にありがとうございました。

○副議長（坂平末雄）

　秀村長利議長、議長席にお着き願います。

　（副議長退席、議長着席）

○議長（秀村長利）

　ただいまから議会の運営について協議をいたしたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後　３時２３分　休憩

午後　４時２４分　再開

○議長（秀村長利）

　本会議を再開いたします。

お諮りいたします。この際、議長の選挙に伴い、「議席の一部変更」についてを急施事件と認め、日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

　（「異議なし」と呼ぶ者あり）

　ご異議なしと認めます。よって、この際、本件を急施事件と認め、日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

「議席の一部変更」についてを議題といたします。変更となります議席番号及び氏名を議会事務局に発表させます。議会事務局次長。

○議会事務局次長（太田智広）

　変更となります議席番号及び氏名を発表いたします。

１番　秀村長利議員、２２番　松延隆俊議員、２３番　守光博正議員、２４番　瀬戸　光議員、２８番　平山　悟議員。以上でございます。

○議長（秀村長利）

　お諮りいたします。ただいま発表いたしましたとおり、議席を変更することにご異議ありませんか。

　（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、ただいま発表いたしましたとおり、議席を変更することに決定いたしました。それでは、ただいま決定いたしました席にそれぞれお着き願います。

　（議席交替）

　お諮りいたします。この際、議長の選挙に伴い、「議会運営委員会委員の選任」についてを急施事件と認め、日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

　（「異議なし」と呼ぶ者あり）

　ご異議なしと認めます。よって、この際、本件を急施事件と認め、日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

「議会運営委員会委員の選任」についてを議題といたします。

議会運営委員会委員について、１名の欠員が出ております。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第８条第１項の規定により、議会運営委員会委員に１０番　深町善文議員を指名いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

　（「異議なし」と呼ぶ者あり）

　ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、議会運営委員会委員に１０番　深町善文議員を選任することに決定いたしました。

福祉文教委員会委員の私、秀村長利が総務委員会に、総務委員会委員の松延隆俊議員が福祉文教委員会に、それぞれ常任委員会の所属を変更したい旨の申出があっております。

お諮りいたします。この際、「常任委員会委員の所属変更」についてを急施事件と認め、日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

　（「異議なし」と呼ぶ者あり）

　ご異議なしと認めます。よって、この際、本件を急施事件と認め、日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

「常任委員会委員の所属変更」についてを議題といたします。

お諮りいたします。常任委員会委員の所属変更については、委員会条例第８条第３項の規定により、私、秀村長利及び松延隆俊議員からの申出のとおり、それぞれ常任委員会の所属を変更することにご異議ありませんか。

　（「異議なし」と呼ぶ者あり）

　ご異議なしと認めます。よって、それぞれ常任委員会の所属を変更することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後　４時２８分　休憩

午後　５時０４分　再開

○議長（秀村長利）

　本会議を再開いたします。

２２番　松延隆俊議員が飯塚地区消防組合議会議員の辞職願を提出され、同議会議員の辞職許可を受けております。

お諮りいたします。この際、飯塚地区消防組合議会議員１名の欠員補充のため、「選挙第２号　飯塚地区消防組合議会議員の選挙」を急施事件と認め、日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

　（「異議なし」と呼ぶ者あり）

　ご異議なしと認めます。よって、この際、本件を急施事件と認め、日程に追加し、選挙を行うことに決定いたしました。

「選挙第２号　飯塚地区消防組合議会議員の選挙」を行います。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて、順次投票をお願いいたします。なお、被選挙人が特定できるように、必ず姓、名をお書きくださるようお願いいたします。

議場の閉鎖を命じます。

　（議場閉鎖）

ただいまの出席議員数は２８人であります。

投票用紙を配付させます。

　（投票用紙配付）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

　（投票箱点検）

異常なしと認めます。

点呼を命じます。議会事務局次長。

（点呼、投票）

　投票漏れはありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

　（議場開鎖）

開票を行います。会議規則第３０条第２項の規定により、立会人に４番　奥山亮一議員及び６番　兼本芳雄議員を指名いたします。両議員の立会いをお願いいたします。

　（　開　票　）

選挙の結果を報告いたします。投票総数２８票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち有効投票２８票、無効投票０票、有効投票中、秀村長利議員２７票、川上直喜議員１票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は７票であります。よって、私、秀村長利が飯塚地区消防組合議会議員に当選いたしました。

２２番　松延隆俊議員がふくおか県央環境広域施設組合議会議員の辞職願を提出され、同議会議員の辞職許可を受けております。

お諮りいたします。この際、ふくおか県央環境広域施設組合議会議員１名の欠員補充のため、「選挙第３号　ふくおか県央環境広域施設組合議会議員の選挙」を急施事件と認め、日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

　（「異議なし」と呼ぶ者あり）

　ご異議なしと認めます。よって、この際、本件を急施事件と認め、日程に追加し、選挙を行うことに決定いたしました。

「選挙第３号　ふくおか県央環境広域施設組合議会議員の選挙」を行います。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて、順次投票をお願いいたします。なお、被選挙人が特定できるように、必ず姓、名をお書きくださるようお願いいたします。

議場の閉鎖を命じます。

　（議場閉鎖）

ただいまの出席議員数は２８人であります。

投票用紙を配付させます。

　（投票用紙配付）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

　（投票箱点検）

異常なしと認めます。

点呼を命じます。議会事務局次長。

（点呼、投票）

　投票漏れはありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

　（議場開鎖）

開票を行います。会議規則第３０条第２項の規定により、立会人に９番　永末雄大議員及び２６番　佐藤清和議員を指名いたします。両議員の立会いをお願いいたします。

　（　開　票　）

選挙の結果を報告いたします。投票総数２８票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち有効投票２８票、無効投票０票、有効投票中、秀村長利議員２６票、川上直喜議員２票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は７票であります。よって、私、秀村長利がふくおか県央環境広域施設組合議会議員に当選いたしました。

お諮りいたします。この際、「議会選出各種委員等の選出」についてを急施事件と認め、日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

　（「異議なし」と呼ぶ者あり）

　ご異議なしと認めます。よって、この際、本件を急施事件と認め、日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

「議会選出各種委員等の選出」を議題といたします。

お諮りいたします。議会選出各種委員等の選出については、議長において指名いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

　（「異議なし」と呼ぶ者あり）

　ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。議会事務局にその氏名を発表させます。議会事務局次長。

○議会事務局次長（太田智広）

　議会選出各種委員等の氏名を発表いたします。

国民保護協議会委員に１番　秀村長利議員。

防災会議委員に１番　秀村長利議員。

暴力追放・生活安全推進住民会議委員に１番　秀村長利議員、以上でございます。

○議長（秀村長利）

　ただいま議会事務局に発表させましたとおり、それぞれの委員等に指名いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

　（「異議なし」と呼ぶ者あり）

　ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名をいたしましたとおり、それぞれの委員等に選出することに決定いたしました。

「署名議員を指名」いたします。７番　土居幸則議員、２４番　瀬戸　光議員。

以上をもちまして本臨時会の議事日程の全てを終了いたしましたので、これをもちまして令和４年第２回飯塚市議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

午後　５時３８分　閉会

◎　出席及び欠席議員

　（　出席議員　２８名　）

１番　　秀　村　長　利

２番　　坂　平　末　雄

３番　　光　根　正　宣

４番　　奥　山　亮　一

５番　　金　子　加　代

６番　　兼　本　芳　雄

７番　　土　居　幸　則

８番　　川　上　直　喜

９番　　永　末　雄　大

１０番　　深　町　善　文

１１番　　田　中　武　春

１２番　　江　口　　　徹

１３番　　小　幡　俊　之

１４番　　上　野　伸　五

１５番　　田　中　裕　二

１６番　　吉　松　信　之

１７番　　福　永　隆　一

１８番　　吉　田　健　一

１９番　　田　中　博　文

２０番　　鯉　川　信　二

２１番　　城　丸　秀　髙

２２番　　松　延　隆　俊

２３番　　守　光　博　正

２４番　　瀬　戸　　　光

２５番　　古　本　俊　克

２６番　　佐　藤　清　和

２７番　　道　祖　　　満

２８番　　平　山　　　悟

◎　職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長　　二　石　記　人

議会事務局次長　　太　田　智　広

議事調査係長　　渕　上　憲　隆

書記　　安　藤　　　良

議事総務係長　　今　住　武　史

書記　　生　山　真　希

書記　　宮　山　哲　明

◎　説明のため出席した者

市長　　片　峯　　　誠

副市長　　久　世　賢　治

副市長　　藤　江　美　奈

教育長　　武　井　政　一

企業管理者　　石　田　愼　二

総務部長　　許　斐　博　史

行政経営部長　　東　　　剛　史

市民協働部長　　久　家　勝　行

市民環境部長　　福　田　憲　一

経済部長　　兼　丸　義　経

福祉部長　　渡　部　淳　二

都市建設部長　　中　村　洋　一

教育部長　　山　田　哲　史

企業局長　　本　井　淳　志

経済政策推進室長　　早　野　直　大

福祉部次長　　長　尾　恵美子

都市建設部次長　　臼　井　耕　治

都市建設部次長　　大　井　慎　二

土木管理課長　　中　村　　　章

都市計画課長　　城　戸　健　児